

## 報告第1号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年8月19日報告

白井市長 笠井 喜久雄

## 専決処分書

調停条項を受諾し、調停を成立させることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和4年6月22日

白井市長 笠井 喜久雄

調停条項を受諾し、調停を成立させることについて

- 1 事件番号 佐倉簡易裁判所令和4年（ノ）第9号
- 2 事件名 損害賠償等請求調停事件
- 3 申立人 白井市在住の個人1人
- 4 相手方 白井市
- 5 申立人利害関係人 申立人家族1人
- 6 相手方利害関係人 白井市発注工事受注業者  
(以下、「工事業者」という。)

### 7 事件の概要

令和3年12月6日、7日に歩道の舗装修繕を行った市発注の道路維持工事において、工事業者が施工機械の排気熱により、申立人の自宅の垣根に損傷を与えた事故に関し、謝罪及び金53万3,676円の支払いを市に対し求める旨の調停申立てが令和4年3月3日に佐倉簡易裁判所に提出された。

### 8 調停条項

- (1) 工事業者は、申立人に対し、本件損害賠償金として、41万1,400円の支払義務があることを認める。
- (2) 工事業者は、申立人に対し、前項の金員を、令和4年7月末日限り、申立人指定の口座に振り込んで支払う。ただし、

振込手数料は工事業者の負担とする。

(3) 申立人は、その余の請求を放棄する。

(4) 申立人及び申立人家族(以下、両名を「申立人ら」という。)

と白井市及び工事業者は、令和3年12月6日、7日発生  
の垣根損傷事故につき本調停をもって一切を解決することとし、  
申立人らと白井市との間及び申立人らと工事業者との間には、  
本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないこと  
を相互に確認する。

(5) 調停費用は各自の負担とする。